

交通局「週休2日制確保試行工事」Q&A

【工事の契約後から完了まで】

Q1 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所として認められますか。

A1 認められます。

Q2 要領4(1)②の「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A2 次のような場合が考えられます。

- ・地震や台風等の発生時における現場点検
- ・事故発生時などの緊急対応
- ・長期休暇中（お盆、年末年始）などの現場巡回パトロールの実施
- ・工事中の旅客等誘導等に必要な誘導員の配置

Q3 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか。

A3 発注時の工期設定は、休日（土・日・祝日）等を参入していません。したがって、週休2日を確保したことは工期延伸の理由とはなりません。ただし、受注者の責によらない場合は適切に工期の変更を行います。

Q4 工期延伸した場合の週休2日の考え方はどうなりますか。

A4 延伸した部分も含めた工事単位で、要領4に示す考え方にに基づき実施して下さい。

Q5 半日を休工する場合は、0.5日の閉所としてカウントしてもいいのでしょうか。

A5 原則1日単位で実施の可否を確認するものであるため、0.5日の閉所としてカウントできません。

【週休2日交替制試行工事】

Q6 交替制による休日確保の対象者は誰ですか。

A6 施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者・技能労働者を対象とします。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者（施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合）は、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとします。

（※一時的に従事した技術者及び技能労働者とは休日を含んだ一ヶ月間を連続で稼働しない技能者・技能労働者を想定しています。）

Q7 現場代理人は常駐していなければならないのでしょうか（現場代理人は交替できないのではないのでしょうか。）。

A7 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます（契約書第9条第3項）。

Q8 交替制試行工事に記載の「技術者及び技能労働者」とは、具体的に誰を指しているのですか。

A8 技術者とは、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、現場に置かなければならない者であり、監理技術者、主任技術者、現場代理人を言います。

また、技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者であり、技術者以外の現場作業員を言います。

Q9 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間を対象外ということは、事故や苦情等により出勤した場合も確認対象期間の対象外となるのでしょうか。

A9 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間とは、災害その他避けることのできない事由がある場合（労働基準法第33条に該当すると認められる場合）であり、交替制による休日確保が困難である期間として、確認対象期間から控除することとします。そのため、事故の復旧や苦情対応（ガードレール片の清掃や路面の応急処理等）による出勤は確認対象期間の対象外とします。

＜参考：労働基準法＞

第33条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

Q10 監理技術者は専任の者でなければならないのでしょうか（監理技術者は交替できないのではないのでしょうか。）。

A10 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への

常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。

なお、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合、監理技術者が現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者の休暇取得等を不用意に妨げることのないように配慮することが必要です。

Q11 休日に緊急巡回作業、凍結防止作業の指示が入り数時間程度作業を行った場合は、出勤日数に入りますか。

A11 災害その他避けることのできない事由がある場合には、確認対象期間から控除します。また、降雪により交通等社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する凍結防止作業等についても、確認対象期間から控除します。

Q12 工事契約後に受注者の希望によって、「現場閉所」から「交替制」または「交替制」から「現場閉所」へ変更することはできますか。

A12 変更することはできません。

Q13 平均休日日数の割合（休日率）の算出は、休日確保の確認対象者全体で休日率を算出しますが、経費の補正対象となるのは全ての労働者等でしょうか。

A13 そのとおりです。

【土木工事編】

Q14 土木工事において夏季休暇期間が含まれる場合、休日取得率はどう考えればよいですか。

Q14 夏季休暇期間については、対象期間内日数及び現場閉所日数に含めず、休日取得率を算出して下さい（別添6の例2参照）。

Q15 土木工事において、当初設計で想定していたお盆時期以外に夏季休暇を取得できますか。

A15 監督員との協議により、お盆時期以外の7月～9月の間で夏季休暇を取得することができます。この場合、受注者は受注者等提出書類処理基準の協議書（統一26様式）を提出して下さい。

なお、夏季休暇期間の変更が無い場合は協議書の提出は不要です。

Q16 完全週休2日（土日）で土日に作業を行った場合、平日に休日をずらせば完全週休2日（土日）の達成になりますか。

A16 受注者の責によらず土日に現場作業等を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日（以下「代替休日」という。）を設定してください。その場合、受注者は達成状況の確認時、土日の作業が必要となった理由とともに、監督員に報告してください（理由は「休日確保状況報告書」に記載してください）。代替休日は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとします。

【営繕工事編】

Q17 「工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事」とは具体的にどのような工事でしょうか。

A17 施設営業の都合等により工期が決まっており、現場閉所をした上での工期設定が困難な工事等を想定しています。